

小金井市国民健康保険特定保健指導委託（単価契約）仕様書（案）

1 履行期間

契約確定日の翌日から令和7年3月31日まで

2 委託内容

(1) 目的

平成20年度から、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するため、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的とした、特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられた。本事業は、小金井市国民健康保険の特定保健指導について、医療分野の高度な知識と保健指導事業に関する支援サービスの豊富な実務経験により、効果的・効率的な保健指導の企画・立案を行うことによって、特定保健指導対象者（以下「対象者」とする。）の行動変容に確実につながる支援体制を構築することを目的とする。

(2) 委託業務

ア 特定保健指導事前準備

- (ア) 市が抽出する対象者に対して、受託者が募集パンフレット、申込書、返信用封筒の作成と送付を行う。いずれも郵便代を含めた費用は受託者の負担とする。なお募集パンフレットは、事業内容や支援内容がわかりやすく説明されていること。また、その内容については、市と十分に協議を行い決定すること。
- (イ) 保健指導利用率を高めるため、保健指導実施に向けて対象者への利用勧奨を行う。
- (ウ) 申込書の回収及び申込みに関する問い合わせに対応し、面談日等の調整を行う。
- (エ) 参加予定者を把握し、リストの作成・提出をする。

イ 特定保健指導の実施

(ア) 初回支援

- a 個別支援（20分以上／名）又はグループ支援（80分以上／回）とする。支援の実施方法は対面にて実施又はビデオ通話が可能な情報通信機器を用いて実施する。
- b 指導者は保健師・管理栄養士・あるいは一定の実務経験を有した者（以下「相談員」）とし、受託者が選任する。
- c 相談員は、対象者の健診結果や、生活習慣・行動変容を踏まえ、主として以下の項目について特定保健指導を行い、行動目標及び行動計画を策定する。
 - (a) 自分自身の健診結果の理解

- (b) 生活習慣の振り返り
 - (c) 生活習慣改善の重要性の理解
 - d 受託者は初回支援（個人目標を含む）の結果を「特定保健指導支援計画及び実施報告書」に記録する。
 - e 初回面談時に、効果的な指導を行うための指導用ツール（初回面談申込者1名に1部配布）を用意する。なお、使用する指導用ツールについては、事前に市の承認を得ること。また、見本として市に2部程度提出すること。
- (イ) 継続支援
- a 積極的支援に該当する対象者に対しては、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」に基づき、アウトカム評価とプロセス評価の合計で180ポイント以上の支援を実施する。具体的な支援内容については厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.1版）」に沿った方法とし、支援期間は3カ月以上とする。
 - b 対象者は、初回支援時に作成した行動計画の実践状況を、次のいずれかの方法で記録する。
 - (a) 受託者指定のシート（紙媒体）に記録する。
 - (b) パソコン等を利用して、受託者指定の画面に記録する。
 - c 支援終了後評価
 - 問診等により、個々の身体状況の変化（体重・腹囲）及び設定した個人目標の達成状況等についての評価を行い、対象者には個別に「結果票」を郵送する。なお、受託者が対象者から評価結果データが得られないために終了時評価が完了できない場合は、対象者へ3回程度の督促・評価等の実施記録を以って代えられることとする。
- (ウ) 初回支援及び継続支援を行う際、受診勧奨対象者（厚生労働省発行「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」の別紙5における受診勧奨判定値を超えた検査項目が一つでもあった者）にその旨を周知し、支援の利用について同意を得ること。また、必要に応じて、受診勧奨すること。
- (エ) 利用率の向上のため、未利用者に対する勧奨に努めるとともに、脱落者の発生防止策を講じること。内容については、市と協議を行い決定すること。その際、脱落候補者のリストを作成し、市に提出すること。
- (オ) 特定保健指導の実施評価後、対象者に対してその結果を紙面で通知すること。郵送にかかる費用は、受託者が負担する。
- (カ) 特定保健指導に関する記録を電磁的方法で作成し、安全な方法により速やかに提出すること。
- (キ) 対象者の特定保健指導に関する予約受付・変更等の管理、相談や苦情に対処するため、電話等による受付・問合せ窓口を設置すること。

(ク) 特定保健指導実施の際は、必要なときに、市の健康教室等に関する情報提供を行うこと。

ウ その他

(ア) 令和6年度の事業実施状況及び評価は、契約履行期間内に報告すること。事業実施状況及び評価について、支援が終了したものは、事業実施状況及び評価を、支援が未了のものは事業実施状況を報告すること。また、具体的な事業の改善策等について積極的に助言・提案を行うこと。

(イ) 事業遂行に係る連絡調整及び情報共有のため、必要に応じ調整会議（2ヶ月に1回程度）に出席すること。

(ウ) 指導方法や指導内容等、市と十分に協議して業務を行うこと。

(3) 事業実施プラン

ア 特定健康診査の実施プラン（参考）

実施体制：小金井市医師会に委託

実施期間：令和6年6月～12月

実施場所：小金井市医師会会員の医療機関

実施時間帯：各医療機関の開業時間（土曜日開業の医療機関もあり）

実施形態：対象者は、事前に送付された受診券および国民健康保険の被保険者証を医療機関の窓口に提出して受診。

受診券の発行：健診の受診券（有効期限は7か月）を、約17,000人の健診対象者に5月下旬頃一括発行。

イ 特定保健指導の実施プラン

(ア) 令和6年度対象者見込み

特定健康診査対象者数：17,000人

特定健康診査受診者数：9,000人

特定保健指導動機付け支援対象者数：700人

特定保健指導動機付け支援利用者数：175人

特定保健指導積極的支援対象者数：300人

特定保健指導積極的支援利用者数：75人

(イ) 実施スケジュール

令和6年9月から令和7年3月までの期間で、月ごとにその前月末までに募集パンフレット等を送付した対象者について特定保健指導を開始する。

(ウ) 指導実施会場及び日程

オンライン面談が可能な情報通信機器を用いて実施をする支援を除き、指導実施会場は、市が確保する会場とする。各月の会場使用可能日は土日を含めることとし、日程は別途指定した日とする。ただし、やむを得ない理由により会場が使

用できなくなった場合や、申し込み状況により追加で会場を使用する場合については、別途協議のうえ決定する。

3 委託基準

本業務の遂行は、この仕様書に記載された基準のほか、次の規定に定められた基準を順守すること。

- (1) 標準的な健診・保健指導に関するプログラム（改訂版）
- (2) 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き
- (3) 特定健診及び特定保健指導の実施に関する基準
- (4) 特定健診及び特定保健指導の実施に関する基準に関する大臣告示
- (5) 第4期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画

4 契約代金の支払い

契約代金の支払いは毎月払いとし、実施項目ごとの契約単価と実施件数から算定した金額の合計額とする。

5 特定保健指導に係る個人情報の扱いについて

本業務の実施においては、特定保健指導の記録の漏洩防止と共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日個情第534号、医政発0414第6号、薬生発0414第1号、老発0414第1号 令和6年3月一部改正）及び個人情報保護法に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

6 その他

- (1) 上記2(2)委託業務、3委託基準について、厚生労働省より基準変更の通知があった場合及び手引等に改定があった場合は、これに準じた内容とする。また、本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。
- (2) 契約解除又は契約期間の終了に伴い、委託業務を引き継ぐ必要がある場合は、次の受託業者が業務の遂行を円滑かつ確実に行えるように、引き継ぎを誠実に行うこと。なお、引継ぎは委託業務の一部であり、受託者の負担において実施すること。